

令和7年度新発田市地域おこし協力隊 し ば た し

募集要項



新発田市みらい創造課





◆ はじめに ◆



新発田市（しばたし）は、県都新潟市に隣接する新潟県北部の都市で、面積 533.07 km²、人口 90,754 人（令和 7 年 10 月末現在）を有しています。

北西には白砂青松と形容される美しい藤塚浜海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園があります。また、かつて東洋一と謳われた堤桜を有する加治川水系によって潤う肥沃な土地が広がり、県内有数の良質米コシヒカリの産地でもあります。

江戸時代末期には 10 万石の城下町として栄え、現在も国の重要文化財である新発田城や足軽長屋など城下町新発田の文化遺産がまちの隨所に遺されています。

こうした城下町の歴史と文化、豊かな自然や食文化、さらに、年間 30 万人の観光客が訪れる月岡温泉をはじめとする観光資源などたくさんの魅力をもつ新発田市ですが、残念ながら、その魅力を十分に発信できているとはいえません。

エフエムしばたは新発田市の「情報発信基地」として、ラジオを中心に地元の情報を発信するほか、災害時の情報提供と平時の防災活動にも関わるとともに、地元文化の保護・継承と発信、地域の活性化に資するイベント等の開催などの活動を展開しています。

今後はラジオ放送のみならず、SNS や動画配信、イベント開催のほか、アプリの開発・運用など多岐にわたる情報発信を進め、より多くの方に聴いていただき、地元の皆さんから愛されるラジオ局となるべく活動をしていくことが大切だと考えています。

また同時に、こうした活動を行うことで新発田の魅力を全国に向けて発信するとともに、新発田の魅力を体感できるワークショップやイベントをプロデュースし、関係人口を増やす活動を進めていくことも急務と考えております。市外・県外からの視点や感性、これまでの経験を生かし、地域の内側にいるだけでは気づきにくい新発田の魅力を再発見し、全国へ向けて発信できる人材を求め、意欲的に活動していただける地域おこし協力隊を募集します。

エフエムしばたは、地域の未来を共に描く「仲間」として迎え入れたいと考え、企画、取材、編集、発信、イベント化までを自ら担える方、エフエムしばたでの活動を自らの「チャレンジの場」「実践の場」と捉え、「共に考え、共に発信し、共に成長する」パートナーとして、「新発田の情報発信のかたち」を一緒につくり上げる活動をしていただける意欲のある方を求めていきます。

私たちと一緒に新発田の魅力を全国に発信する活動に取り組んでみませんか。

1 活動内容

イベントや店舗・サービスなどの旬の情報をはじめ、文化や歴史、特産品など新発田のもつさまざまな魅力をSNSやWEBを活用して全国に向けて発信していただきます。動画配信や記事の配信に加え、新発田の魅力を体感できるワークショップやイベントを企画・プロデュース、若い世代にも気軽に使ってもらえるアプリの開発・運用などを通じて、観光客および関係人口の増加や地域の活性化を図っていただく業務です。

(1) 地域紹介動画やインタビュー、ドキュメンタリー形式の動画の制作・配信

- ・地域の観光スポット、歴史的建造物などを紹介する動画
- ・地域で活動する人物などへのインタビュー動画
- ・地域の取り組みを紹介するドキュメンタリー動画
- ・地元料理のレシピ動画
- ・工芸品づくりや自然アクティビティなどの体験型コンテンツの制作・配信など

(2) イベントやフェスティバルのライブ配信

- ・市内で開催される食のイベント、美術展、マルシェなど各種イベントのライブ配信

(3) 番組による発信

- ・協力隊員がラジオ番組をもち、新発田のさまざまな情報を発信

(4) SNSによる情報発信の強化

- ・タイムリーで迅速なSNS発信
- ・SNSキャンペーンやハッシュタグ・アクティビズムによる話題性の喚起
- ・インスタ映えするスポット紹介や写真投稿キャンペーン
- ・地域の日常生活や文化をテーマにしたブログの配信

(5) 手軽に使えるアプリの開発・運用

- ・市内の店舗情報、イベント情報、防災情報などを網羅したアプリの開発・運用
- ・市内の店舗と連携したポイント運用

2 募集人員

1名

3 応募条件

下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 生活の拠点として次に掲げる都市地域に住民票があり、隊員決定後、速やかに生活拠点と住民票を異動することができる方

- ① 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県）のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域（以下「法指定地域」という）以外の都市地域
 - ② 3大都市圏以外の政令指定都市（札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、松浜市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市）のうち、法指定地域以外の都市地域
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、地域おこし活動や新発田市での定住に意欲があり、地域住民、関係団体とともに積極的に活動できる方
- (4) 普通自動車免許（AT限定可）を有する方
- (5) パソコンでワープロソフト、表計算ソフトを使用できる方
- (6) SNSを活用して積極的な情報の受発信ができる方
- (7) 動画制作や配信に意欲がある方

※以下の方は優遇します。

- ・マスコミ・メディア業界や映像通信業、広告業務等経験者
- ・動画制作・配信技術をもつ方

4 活動時間

(1) 勤務時間／1日8時間、フレックスタイム制

6:00-15:00、9:00-18:00、10:00-19:00

※担当業務により始業時間は異なります。

(2) 休日／週休二日制　※土・日曜、祝日出勤あり

5 雇用形態及び雇用期間

(1) 地域おこし協力隊員として市長の委嘱を受け、(株)エフエムしばたの契約社員として雇用されます。 ※新発田市との雇用関係はありません。

(2) 期間は、採用された日から令和8年3月31日までとします。

※採用日は、隊員候補者、市及び(株)エフエムしばたが協議したうえで決定した日とします。

※年度ごとの雇用とし、業務内容を評価して最長3年まで更新する場合があります。

※期間終了後は、(株)エフエムしばたにおいて、雇用の継続ができる制度を用意しています。

※職務怠慢や非行など、隊員としてふさわしくないと判断された場合は、雇用期間中であっても解雇等の懲戒処分を受ける場合があります。

6 勤務場所

株式会社エフエムしばた

〒957-0053 新潟県新発田市中央町 5-8-47 電話 0254-23-8800

<https://shibaradi769.com>

7 給与・賃金等

基本給 月額 194,000 円～230,000 円程度

※動画制作や配信、アプリ開発、プログラミングなどの技術経験を要する方は優遇します。

※その他、賞与、予算の範囲内において時間外勤務手当が支給されます。

※地域おこし協力隊としての業務のほか、副業としてエフエムしばたの業務を行うことも可能です。その場合は、別途、時給換算にて支給します。

8 待遇・福利厚生

- (1) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。給与から健康保険、厚生年金保険、雇用保険の本人負担分が差し引かれます。
- (2) 新発田市内の住居に居住していただき、住居費用は上限 55,000 円（共益費込み）までを給与とは別に助成します。
- (3) パソコンを貸与します。
- (4) エフエムしばたにおいて随時フォローアップ研修を開催し、スキルの向上や日常の活動における相談事に応じます。

9 応募方法

(1) 提出書類

- ①「新発田市地域おこし協力隊応募用紙（エフエムしばた）」
- ②自動車運転免許証の写し（表裏コピー）
- ③住民票の写し（発行から 3 か月以内のもの）

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出方法

「11. 問い合わせ・応募先」宛に郵送またはメール、持参にてご提出ください。

(3) 応募締切

令和 8 年 3 月 31 日（当日消印有効）

※採用者が決定次第、応募を締め切れます。

10 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

新発田市地域おこし協力隊応募用紙による書類選考を行います。選考結果は、応募者に

文書で通知します。

(2) 第二次選考（面接選考）

第一次選考合格者を対象に、個人面接を行います。

面接選考の日時等の詳細については、第一次選考結果の際に合格者にお知らせします。

※第二次選考のために必要な交通費等は、応募者個人の負担とします。

(3) 新発田市地域おこし協力隊員の決定

第二次選考により、新発田市地域おこし協力隊員候補者を決定します。

第二次選考結果は、第二次選考参加者全員に文書で通知します。

11 問い合わせ・応募先

募集内容にご不明な点がある場合は、エフエムしばたまでお問い合わせください。

〒957-0053

新潟県新発田市中央町 5-8-47

株式会社エフエムしばた 担当：西村、塚野

電話 0254-23-8800

E-mail:info@shibaradi769.com

エフエムしばたホームページ <https://shibaradi769.com/>

応募先は、新発田市みらい創造課となります。

〒957-8686

新潟県新発田市中央町 3-3-3

新発田市みらい創造課広報広聴係 担当：富樫、溝口

TEL : 0254-28-9532

FAX : 0254-22-3110 (代表)

URL : www.city.shibata.lg.jp

E-mail : mirai@city.shibata.lg.jp

12 その他

(1) 本要項に記載の事項で不明な点、記載のない事項で確認したい点等がありましたら、担当までご連絡ください。また、自分が応募条件の地域に該当するかどうか確認したい場合もご連絡ください。

(2) 応募するにあたり、現地を確認してみたい等の希望がある場合は、個別に対応します。オンラインでの説明会・面接も可能です。お気軽に担当までご連絡ください。